

消費税率引上げによる地方消費税交付金増収分の使途

(歳入) 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 86,264千円

(歳出) 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費460,090千円

(単位:千円)

区 分	摘 要	経 費	財 源 内 訳			
			特 定 財 源		一 般 財 源	
			国県支出金	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源分)	その他
社会福祉分野	社会福祉団体運営費補助・負担金、民生委員の活動事業費など	51,386	2,355		11,110	37,921
医療分野	重度障害者医療費助成、小児医療費助成、がん検診、国民健康保険事業費会計繰出金など	239,855	66,050		39,382	134,423
介護・高齢者福祉分野	老人ホーム措置費、敬老特別乗車証、介護保険事業費会計繰出金など	41,734	227		9,404	32,103
子ども・子育て分野	幼稚園運営費、児童手当支給事業、学童保育運営費、就学奨励費など	124,713		9,918	26,011	88,784
障害者福祉分野	居宅介護事業、医療費公費負担事業、交通費助成、地域活動支援センター運営事業など	2,262	827		325	1,110
生活援護分野	貧困・格差対策等に要した経費など	140			32	108
合 計		460,090	69,459	9,918	86,264	294,449

(注) 1 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費は、主に扶助費や他会計に対する義務的繰出金などで構成されています。

2 引上げ分の地方消費税収は事務費や事務職員の人件費には充てないこととされています。

※社会保障制度の充実・安定化と財政の健全化を図るため、平成26年4月から消費税率が5%から8%に引き上げられました。この消費税率引上げによる地方消費税交付金の増収分については、全て、年金・医療・介護・少子化対策の社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費の充実・安定化に充てることと定められており、本町においても、それらの経費に係る一般財源総額の中で、社会保障の充実・安定化のために広く充てることとしています。